第7章 活用

活用とは、史跡金剛寺境内の本質的価値の性質を理解し、適切に現代社会に活かすことである。本章では、史跡金剛寺境内が持つ中世の一山寺院、あるいは南朝関連史跡としての本質的価値が地域住民に理解・享受され、「観光」「教育」「景観」「地域づくり」の各分野で適切に活かせるように、第4章の現状と課題を踏まえ、河内長野市の行政計画等に沿った形で、望ましい活用のあり方についてその方向性と手法の提示を行う。

第1節 活用の方向性

活用にあたっては、地域計画やそのほかの行政計画に沿って、「観光」「教育」「景観」「地域づくり」の各分野にわたり、日本遺産の重要な構成要素として活用を進める。この際に、第4章で整理した、本史跡で保存されてきた特徴を最大限に活かしつつ、各分野における課題の解決に資するように事業を行う。このための具体的な手法については次節で整理を行う。また、本史跡は地域計画において「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」として設定した関連遺産群に含まれ、周辺地域とあわせて「天野谷の歴史文化遺産保存活用地域」に位置する。そのため、関連する歴史文化遺産、周辺地域に展開する文化遺産ともストーリーを持って関連付けて行うこととする。

本質的価値に対する理解を深めるため、中近世史学、建築史、美術工芸、埋蔵文化財、無形民俗文化財など、複数の分野において問題意識を共有した形で歴史的文脈を明らかにし、情報発信すべきコンテンツを検討・共有していく。この際、金剛寺には過去に実施された文書・経典、埋蔵文化財、建造物、近世境内絵図等といった豊富な学術調査の成果が存在するので、これらを活用する。各類型の文化財は、複合化することによって個々の価値とは異なる、新たな価値を見出すことができる場合があり、個別ではなく一体化して検討・評価される必要がある。このため、今後も継続して調査研究を行うことによって、新たな成果から新たな価値が明らかになる可能性もあると言える。

こうして検討されたコンテンツは、観光の視点で、日本の中世史の魅力を発信し、現地で 鑑賞する上でも重要であり、教育の視点で、本史跡や史跡が存在する地域への関心を醸成す るためにも重要である。そうしたことから、観光に関する組織や団体と連携し、また、総合 的探究の時間等を活用して学校と連携し、あるいは市内文化財関係施設との連携によって活 用を進めていく。

史跡地での観光のあり方について、広大で多様性(伽藍、鎮守、子院、境内林等)を持った史跡全体を有効に活用し、史跡地内での来訪者の滞在時間を延ばし、経済効果を高める。 特に、これまで史跡内であまり着目されてこなかった地区の活用を積極的に行う必要がある。

史跡地の外部にもかつての寺辺領が広がっており、東西を丘陵に挟まれた里山集落の歴史 的な景観が残っていて史跡と直接関連する文化財も存在する。また市域には、同じ中世の文 化財が多く点在しており、これらを地域計画で設定している関連遺産群のストーリーに沿っ て活用を進め、周辺環境を含めた面的な活用につながる仕組みを構築する。

さらに、境内で積み重ねられてきた歴史の重みを最大限活かし、その魅力を十分に引き出すため、その時々の時代性や様式が史跡景観に重層して反映されている意味や価値を評価した形で活用を進める必要がある。

第2節 活用の手法

実際の活用は、住民団体や行政等の関連団体・機関との協働によって実施していく。また、令和元年12月に策定された地域計画を踏まえ、「観光」「教育」「景観」「地域づくり」分野に整理するが、事業によっては、相互に横断的な性格があり、いくつかの要素を兼ね備えているものもある。

また、活用の種類には、建造物、美術工芸品などの公開といった史跡において行う活用と、学校や公民館などで行う史跡に関連するコンテンツを活かした活用の2つに大別でき、事業は、行政、テーマ型・地域型の住民団体、日本遺産推進協議会などの文化財関連団体との協働によって、より大きな枠組みから進めていくこととする。このような取り組みによって、第4章で課題として指摘した「日本遺産事業における地域活性化計画に沿って、継続的な事業の実施」を図る。また実施にあたっては、「容易に情報が取得できるような明示・共有」、「現地において情報を同定できる仕組みづくりの工夫」「子どもにもわかりやすい解説」に努めていく。

1. 教育分野

教育分野は学校教育分野と社会教育分野に大別し、その双方から活用を進める。

学校教育分野での活用は、「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を 醸成することを目的とする。実施にあっては、学校で行われている総合的探究などのカリ キュラムを活用することで、第4章第2節で課題とした「関係団体や団体の構成員が流動的 である」点について対応し、事業を継続し安定化させることを図りつつ、学校でのカリキュ ラムとも相乗効果が生み出せるようにする。そして、若い世代へ向けて魅力を発信すること により、史跡への関心を醸成し、「次世代の史跡の保全活用の担い手不足」の解消を図る。

社会教育分野での活用は、生涯にわたる学びの推進を目的とし、行政や各種団体が行う社会教育や生涯学習事業と適切に連携を行い、活用を進め、史跡の魅力を幅広く発信し、保全と活用へ参画する人材を育成する。

【学校教育分野】

①小中学校のカリキュラムに沿った活用

内 容:河内長野市で進めている郷土歴史学習のコンテンツとして、周辺地域にある 文化財あるいは関連する文化財とあわせて活用を進める。

留意点・工夫:郷土歴史学習、そしてその実践の場である子ども文化財解説の実施に向けた 事前学習、現地見学、リハーサルなどの一連の行程をパッケージ化しておく ことで事業継続に向けた安定化を図る。

②高等学校のカリキュラムに沿った活用

内 容:総合的探究の時間におけるコンテンツあるいはフィールドとして、周辺地域 にある文化財あるいは関連する文化財とあわせて活用を進める。

留意点・工夫:各関係団体におけるカリキュラムの方針や史跡の活用方法などを相互に調整 し、より効果的な事業となるよう定期的な調整を図る。

③大学における研究活動と連携した活用

内 容:歴史文化遺産、景観、ツーリズム等を研究テーマとする大学のフィールドと して、連携して活用を進める。 留意点・工夫:大学における研究成果、またそれらを複合化させることにより、今後の保存 管理、活用、整備に反映することで、将来における史跡保全・価値の再評 価、あるいは保存管理にフィードバックさせる。

④そのほかの活用

内 容: 史跡の本質的価値の魅力を一般にもわかりやすく解説した冊子などによる幅 広い世代へ向けた普及啓発や、児童・生徒が行う自主学習のコンテンツ、 フィールドとしての活用を進める。

留意点・工夫:学校教育分野における活用の手法①~③を進めていく際、河内長野市教育委員会が刊行している普及啓発図書などの冊子について紹介し、自主学習の一助となるよう普及啓発を行う。

【社会教育分野】

①主催講座の開催

内 容:所有者が境内で行う主催講座を継続して行う。

留意点・工夫:現地で実施する意味として、講座とあわせて境内の見学をすることで、本質 的価値の理解の深化につながるような内容とするように工夫する。

②行政が行う事業のコンテンツとしての活用

内 容:生涯学習施設や公民館が行う講座・展示・現地学習などの事業のコンテンツ やフィールドとしての活用を進める。

留意点・工夫:所有者が主催する以外に幅広く史跡を活用することで、興味関心を持つきっかけの一つとしてもらい、史跡保全の支援者となる人材の裾野を広げるような活用とする。

2. 観光分野

観光分野での活用を行うにあたっては、近世・近代に改修を重ねながらも中世的な景観を 残す一山寺院としての魅力、南朝関連史跡としての魅力を最大限に活かし、広大な境内全体 を周辺地域や関連する文化財とともに有効に活用する。このことによって、第4章で課題と した「境内地全体の活用」、「滞在時間が短時間に限定されている」ことに対応していく。

また事業の実施にあたっては、行政や住民団体、周辺の文化施設と連携することで、第4章で課題とした「周辺施設と相互連携を深め、一体となって史跡の魅力発信」や「周辺施設・地域に対する面としての観光促進」に対応していく。

①ネット環境を生かした現地での情報発信

内 容:現在の史跡景観が本質的価値そのものを体現していることから、これを損な わないよう、新規の解説板は極力設置しないような手段で、現地での情報発 信を行う。個々の構成要素の基本情報や可視化されていない地下遺構等は、 既存構造物等にQRコード等を設置することで、ネット環境を生かした情報 発信を行う。

> そして広大な境内においては、史跡が持つ魅力をよりわかりやすい形で共有 していく必要がある場所が多く存在していることから、このような場所で は、最新の調査研究成果に基づく情報を来訪者に伝わるように発信する。

留意点・工夫:どこで情報が取得できるか来訪者にわかりやすく提示するため、来訪者が訪れる場所として、納経所や寺務所といった場所を現地における情報発信の拠点とする。

②美術工芸品、文書、典籍等の特別公開

内 容:境内には、数多くの美術工芸品、文書、典籍等が保存されており、これらに ついて境内の展示施設や建造物で期間を限定した公開を行う。

留意点・工夫: 史跡の本質的価値は、歴史的な建造物など境内に存在する不動産的文化財の みならず、その中で継承されてきた動産的文化財が大きく関連し、多類型の 要素が複合的に構成しているものである。そのため、特別公開を行う際に は、本質的価値の理解につながるよう解説方法などを工夫する。

③文化財建造物のライトアップ等といった多様な目的を持った活用

内 容:様々なシンボルカラーを用いた特定分野の普及啓発活動の支援を行っていく とともに、文化財建造物をライトアップすることによって、普段とは異なる 魅力の鑑賞を進め、各分野での普及啓発を進める。

留意点・工夫:河内長野市の文化財所管課や観光所管課だけではなく、それ以外の部署と連携することで、幅広い分野との連携を図る。また、同様の活動を行っている、日本遺産「女人高野」で連携している4か寺および所在する行政機関とも連携し、広域観光につながるよう情報発信に努める。

④歴史的建造物の内部空間の公開

内 容:境内の文化財建造物は内部を常時公開しているものが限られるため、これ以 外の建物も期間を定めて内部の公開を行う。

留意点・工夫: 史跡の本質的価値を構成するものの一つとして、中世から近世、近代にかけて整備・復興され、改修・改変されることで新しい要素が加わり維持してきた歴史性がある。現在の史跡景観そのものが本質的価値を示すものであり、それは外観だけでなく内部においても同様であるため、内部空間を含めて公開することを通じて本質的価値への理解を深める。

⑤日本遺産による広域観光

内 容:日本遺産で進める地域活性化計画に沿って、「中世に出会えるまち」では、 観心寺などとともに、市内に点在する中世という時代の文化遺産にフォーカ スを当てて、本史跡にとどまらない、面としての活用を継続して実施してい く。「女人高野」では、共通の歴史的背景を持つ室生寺(宇陀市)、慈尊院 (九度山町)、高野山金剛峯寺の女人堂(高野町)とともに、4か寺を周遊 するためのスタンプラリー等をこれまでに実施しており、今後もそうした、 市町村の垣根を超えて周遊する広域観光の仕組みを継続していく。

留意点・工夫:2つの日本遺産ではそれぞれ協議会を設置している。各協議会の構成団体、 関係団体と今後も連携し、周遊する仕組みを継続する。

3. 景観分野

周辺環境も含めた歴史文化遺産群の保存と活用を行うことで、住環境の魅力向上を進める。このような取り組みによって第4章で課題とした「具体的な活用の実施」を以下のとおり図る。

①景観に関するワークショップの実践の場としての活用

内 容:地域の住環境の魅力がどこにあり、景観向上のためにどのような取り組みが 必要となるのかについて話し合う際の実践の場として活用を進める。

留意点・工夫:具体的な活動につながるよう、まずは、史跡景観が地域景観、住環境に寄与 している点などについて、地域住民の理解を得られるような普及啓発を行 う。

4. 地域づくり分野

史跡の本質的価値が持つ魅力を活かし、歴史文化遺産の継承を通じた文化芸術の振興を行い、また有形・無形の歴史文化遺産保存継承と活用を通じた地域コミュニティの維持・発展を促進し、第4章で課題とした「多様な市民団体の活動の場として活用の幅を広げる」ことに対応していく。

①地域型住民団体の活動の場としての活用

内 容:自治会や地域まちづくり協議会の活動が盛んな河内長野市にあって、このような団体の活動の場として活用を進める。

留意点・工夫:本史跡が歴史的、景観的に周辺地域に寄与している点について、地域住民・ 団体の理解が得られるような普及啓発を行い、その中で、地域型の様々な団 体が活用に参画できるようにする。

②テーマ型市民団体が行う活用のフィールドとしての活用

内 容:観光や森林保全など様々なテーマを持った市民団体の活動の場として活用を 進める。

留意点・工夫:本史跡が歴史的、景観的に周辺地域に寄与している点について、地域住民、 団体の理解が得られるような普及啓発を行う。その中で、既存の連携団体の ほかにも様々な団体が活用に参加できるように調整を図っていく。

第3節 今後の活用についての展望

来訪者が史跡金剛寺境内の本質的価値を正確に理解し、関心を深めることができるように、「観光」「教育」「景観」「地域づくり」分野から魅力ある活用のあり方を模索し、それらを積極的に進めて行くよう努める。そして、史跡の価値が深く理解され、広く共有されることにより、史跡の保全に参画する人口の裾野を広げ、将来にわたって史跡金剛寺境内が守り伝えられていくような状態を目指す。

第8章 整備

整備とは、史跡金剛寺境内の本質的価値を適切に保存・活用するため、その間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための手段である。保存と活用のいずれかに偏ることなく、双方が相互に調和的な補完関係を持続的に保つことで、史跡の本質的価値について望ましい状態を維持していく。

本章では、第4章 現状と課題を踏まえ、指定・未指定建造物を含めた多くの構成要素に加えて周辺環境・地域全体を視野に入れた上で、保存と活用のバランスをとることを目的に、本質的価値に基づいた整備の方向性と手法の提示を行う。

第1節 整備の方向性

第3章で示したように本史跡は、中世に形成され、近世、近代にかけて整備・復興され、 改修・改変されることで新しい要素が加わりつつ維持してきたことが大きな特色となってお り、オーセンティシティーを持った文化財によって史跡が構成されている。このような特性 を最大限に活かして、その背景となる周辺環境を保全しつつ整備を行う。

このために、史跡構成要素の保存修理や環境整備を中心に整備を実施することとし、建造物や構造物の復元や景観を阻害する案内板の設置などは極力行わないようにする。

また一方で、史跡の効果的な活用のために本質的価値を広く共有するために、現状の景観を損なうことがないように配慮した上で、便益施設の設置・改修、既存設備やインターネットを活用した情報発信の媒体の整備を行う。

そして実際の整備事業の際は、整備委員会を組織し、有識者・行政等と調整を図った上で、十分な検討を重ね、整備基本計画を策定する必要がある。

第2節 整備の手法

整備は、保存のための史跡の構成要素の整備(保存修理)と、活用のための施設整備の大きく2種類に分類する。

1. 保存のための史跡の構成要素の整備(保存修理)

(1)環境整備

環境整備については、毎年、境内全体を対象として、以下に掲げる作業を年間通じて行うこととする。特に、定期的な見回りを行うことによって、大規模修理となる前に軽微な修理を行うことが可能となる。これにより、史跡の保全、ひいては経費の削減にもつながる。

予算については文化財保存事業費(指定文化財管理)補助、河内長野市の国指定文化財施設管理補助などを利用することで財源の確保を図る。

- ①日常的な境内の見回り
- ②史跡およびその周辺地で行う雑木雑草の除去の実施
- ③管理上必要な標識、説明板、囲いの設置等
- ④池、河川、給排水施設の改修と維持管理
- ⑤照明施設、休息施設、便益施設の設置・改修等

(2) 防災対策

「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月8日文化 庁文化資源活用課長通知)」に基づいて、未設置個所を対象とした整備や不具合、老朽化、 棄損した箇所を対象とした修理を、必要性に応じて順次実施する。

予算については重要文化財等防災施設整備事業費補助、文化財保存事業費(指定文化財管理)補助などを利用することで財源の確保を図る。この他、耐震診断の実施も行う。

また、実際に災害が発生した際に緊急地震速報が来訪者の端末で受信できるように、電波の送受信環境に必要な設備を整えていく必要がある。

(3) 保存修理

本計画策定にあたって、史跡内の建造物および構造物の損傷調査を実施し、現状把握を 行った。「建造物等の屋根を除く部分」「建造物等の屋根部」「石垣」において、損傷の規 模から5段階に分類したものを、令和6年3月段階の調査結果として附録5にまとめた。

こうした結果を受け、本計画期間内で保存修理の検討を要する史跡構成要素の物件を挙げ、種別、実施期間、今後の対応方針の内容を、下記の第20表および第21表に整理した。

第20表は、建造物等、建造物等の屋根部、石垣の中で、損傷が進んでいるために、大規模な修理を要する物件である。

第21表は、建造物等、建造物等の屋根部、石垣の中で、損傷が大きくは進んでいないため に、中規模な修理で保存が可能な物件である。

種別は、保存管理物件としての種別である。

日程は、計画期間内のどの時期に検討・実施していくかを示すものである。優先順位等によって、以下のような段階に分けた。

- ・《短期》は、策定後5年間をめどに実施していくもの(令和6年~令和10年度)
- ・《中期》は、策定後5年間を準備期間(令和6年~令和10年度)として検討を行い、次の5年間(令和11年~令和15年度)をめどに必要に応じて実施を行うもの。
- ・《長期》は、計画期間内で実施の是非を含めて検討を行うものとする。

内容は、損傷状況および計画期間内での今後の対応方針について記載を行った。

なお、こうした保存修理を実施していくために必要な予算については、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、指定文化財管理費補助などを利用することで、財源の確保を図る。

第20表 保存修理事業実施計画(大規模修理)

対象物件	種別	日程	大 保仔修理事業美施計画(大規模修理) 内容
			(損傷状況)
国登録 金剛寺鎮守橋	1 с	短期	橋と上屋の損傷が著しく、また、橋が架かっている天野川東岸の石積も 土圧や土砂の流出により孕みや空洞化が進行している。
			(今後の対応)
			耐震診断、耐震補強を含めて全解体修理を行う。
	1 a 1 c	短期	(損傷状況)
天野川両岸の石垣			土圧や土砂の流出により孕みや空洞化が進行している。
(鎮守橋および戒之			(今後の対応)
橋付近)			まずは測量調査と記録をとった上で整備方針を検討し、上に架かる橋と あわせて整備を検討し、必要に応じて修理を実施する。
		/ - ±60	(損傷状況)
			檜皮葺屋根および露盤が経年劣化による損傷で雨漏りが生じている。
重文	1 a	短期~	(今後の対応)
金剛寺御影堂	Iα	中期	短期の内に被害拡大を防止するために雨漏りの応急措置を行う。この後、経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋根 全面についての修理方針と方法の検討を行う。
	1 a	中期	(損傷状況)
重文			損傷が著しく、屋根瓦が失われている部分をトタンにより応急措置を 行っている。
金剛寺築地塀			(今後の対応)
(中心伽藍北西面)			屋根瓦の葺替えも含めた半解体修理を検討し、必要に応じて修理を実施する。
	1 b	中期	(損傷状況)
			屋根下地で腐朽と破損が進行し、瓦のずれや落下も生じている。また、 基礎の沈下が進行している。
吉祥院表門			(今後の対応)
			礎石の据え直しも含めた全解体修理を検討し、必要に応じて修理を実施 する。
	1 a	長期	(損傷状況)
中心伽藍石垣			土圧や経年劣化による緩みや孕み、欠落などが認められる。
(東南側)			(今後の対応)
			経過観察の後、必要性に応じて解体範囲を明らかにして、修理実施計画 を策定、解体の後、適宜補足石材も使用しながら、積み直しを行う。
中心伽藍内石積 (宝蔵付近)	1 a	長期	(損傷状況)
			土圧や経年劣化による緩みや孕み、欠落などが認められる。
			(今後の対応)
			経過観察の後、必要性に応じて解体範囲を明らかにして、修理実施計画 を策定、解体の後、適宜補足石材も使用しながら、積み直しを行う。

第21表 保存修理事業実施計画(中規模修理)

重文 金剛寺食堂 1a 中期 (損傷状況) 妻側正面の檜皮葺および主屋根本瓦葺の経年劣化が進んでいる。 (今後の対応) 経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋 ついての修理方針と方法の検討を行い、必要に応じて修理を実施する。 (損傷状況) 茅葺屋根が経年による劣化と損傷が進んでいる。また、豪雨時に 水が生じるなどしたため、高湿度による床下の劣化が進行している。 (今後の対応) 経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋 過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋 ついての修理方針と方法の検討を行い、必要に応じて修理を実施する。 (損傷状況) 檜皮葺屋根の劣化が進行している。 (今後の対応) 経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、被 化する前に屋根全面についての修理方針と方法の検討を行い、必 て修理を実施する。 (損傷状況) 唐居敷、蹴放、複数の柱脚の腐朽や損傷が進行等の劣化が進んでいて (今後の対応)	
重文	
日本 中期	
経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋ついての修理方針と方法の検討を行い、必要に応じて修理を実施では損傷状況) 茅葺屋根が経年による劣化と損傷が進んでいる。また、豪雨時に水が生じるなどしたため、高湿度による床下の劣化が進行している(今後の対応)経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋ついての修理方針と方法の検討を行い、必要に応じて修理を実施では損傷状況) 檜皮葺屋根の劣化が進行している。(今後の対応)経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、被化する前に屋根全面についての修理方針と方法の検討を行い、必て修理を実施する。 (損傷状況) 唐居敷、蹴放、複数の柱脚の腐朽や損傷が進行等の劣化が進んでいて修理を実施する。 (損傷状況)	
重文 中期	
重文	
摩尼院書院 (今後の対応) 経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、屋 ついての修理方針と方法の検討を行い、必要に応じて修理を実施で (損傷状況) 検皮 章屋根の劣化が進行している。 (今後の対応) 経過観察を行い、必要な時期に改めて損傷状況の調査を行い、被化する前に屋根全面についての修理方針と方法の検討を行い、必て修理を実施する。 (損傷状況) 唐居敷、蹴放、複数の柱脚の腐朽や損傷が進行等の劣化が進んでいての修理方針と方法の検討を行い、必て修理を実施する。	
回車文 1 a 中期 (有機が) (損傷状況) を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	
重文	
重文	
1 a 中期	
(損傷状況) 重文	
重文	
重文 1 a 中期 (今後の対応)	
1 a 中期 (今後の対応)	いる。
金剛寺総門 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
原周りの基礎土台部分の半解体修理、合わせて損傷原因を取り除 排水処理の整備を検討し、必要に応じて修理を実施する。	くために
(損傷状況)	
国登録 南側桁が腐朽で折れ、屋根谷部では損傷により漏水が発生している	5.
金剛寺無量寿院・籠 1 a 中期 (今後の対応)	
堂 建物南側の屋根葺替えも含めた半解体修理を検討し、必要に応じ 実施する。	て修理を
(損傷状況)	
屋根瓦のずれや破損で漏水が発生し、それにより内部の損傷が進 る。また、開口部で一部脱落がある。	行してい
本坊所化部屋 1 b 長期 (今後の対応)	
下地も含めた屋根の葺替えと、漏水で腐朽した造作の修理を検討の際、開口部の復旧もあわせて検討し、必要に応じて修理を実施す	
(損傷状況)	
屋根瓦にずれや破損がみられ、外壁の漆喰剥落等も発生している。	
吉祥院客殿 1 a 長期 (今後の対応)	
建物全般を維持保全するための修理を検討する。その際に後補の の減築等の整理もあわせて検討し、必要に応じて修理を実施する。	

対象物件	種別	日程	内容
重文 金剛寺旧理趣院表門	1 a	長期	(損傷状況) 経年劣化による劣化や損傷が進行していて、一部腐朽も見られる。 (今後の対応) 漏水による腐朽や損傷の修理を検討し、必要に応じて修理を実施する。
本坊茶室	1 а	長期	(損傷状況) 銅板屋根が風雨などにより劣化が進んでいる。また建物全体で経年による劣化や損傷が見られる。 (今後の対応) 建物全般を維持保全するための修理を検討し、必要に応じて修理を実施する。
中心伽藍内石積(手水屋付近)	1 a	長期	(損傷状況) 土圧や経年劣化による孕み、切り石間のゆるみなどが認められる。 (今後の対応) 経過観察の後、必要性に応じて解体範囲を明らかにして、必要に応じて 修理実施計画を策定、解体の後、適宜、補足石材も使用しながら、積み 直しを行う。

2. 活用のための施設整備

(1) 活用を目的とした展示施設(宝物館)の今後の活用方法の検討

現在、一部を展示スペースとして活用している宝物館について、整備から60年以上が経過し、耐震補強や収蔵物のカビの被害等の課題が発生している。そのため、改修の検討を行い、カビの発生についてはデータロガー等で経過観察をすることで、まずは今後の設備改修の基礎資料とする。

(2) 来訪者の史跡の理解を助けるための本質的価値の顕在化

①ネット環境を活用した基本情報や本質的価値の発信

個々の構成要素の解説といった詳細情報はホームページなどを活用してネット上に掲載し、現地には既存設備にQRコードを設置することで、新たな解説板や案内板が乱立し、史跡景観を損なうことがないようにする。

ただし、境内の電波環境が安定していないことから、安定化を図るための検討を行い、ほかに方法がなければアンテナ基地局を設置する。この時、史跡景観を損なうことがないように配慮する。なお、安定した電波環境が整うことは、情報発信だけでなく、災害発生時の情報収集にも有効であると言える。

②個々の構成要素の解説板等の修繕

現在、既に設置されている解説板や案内板については、老朽化し、取り換えの必要なタイミングで、本質的価値に従い来訪者が適切に情報を享受できるように更新を行う。その際、個々の構成要素の新たな価値や、研究成果等の情報更新を行い、今後も最新情報が随時更新できるような仕組みとする。

③地下遺構の理解を助ける解説とその顕在化

旧子院の遺構といった、現在は地上に見えない地下の遺構についての解説を行うことで、 史跡本来の歴史性等の理解を促す。手法については②と同様とする。

④便益施設の整備

来訪者の長時間滞在に必要な施設として、休憩所やトイレといった便益施設の整備を行う。

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営および体制整備の方向性

本計画に定めた事業を進めていく上では、保存管理、保存修理・整備、調査研究、活用にわたる各事業の性質に応じて運営体制を確立していく必要がある。このためには、所有者だけで完結することなく、行政、地元工務店、市民団体等と連絡・相談体制を築き、適切な役割分担を図りながら、効果的な連携、協働体制を整えておく必要がある。また、整備事業の実施期間のみならず、その後の期間も視野に入れ、運営・体制の整備拡充に係る具体的な手法を示すこととする。

そこで、以下の①~④をもって、運営と体制整備の方向性とする。

- ①保存管理にあたっては、行政と連絡・実施体制を確実に構築する。
- ②調査研究にあたっては、専門知識を持つ大学・研究機関・有識者、あるいは行政と協働体 制を構築する。
- ③活用にあたっては、関係者、あるいは史跡金剛寺境内で活動する市民団体と継続可能な連絡・協力体制を構築する。
- ④日常の維持管理、あるいは保存修理にあたっては、行政と連絡体制を構築し、有識者、専門機関、あるいは地元工務店等と相談、実施体制を構築する。

第2節 運営および体制整備の手法

1. 保存管理の体制

保存管理の体制とは、日常的に実施する維持管理、環境の整備、あるいはこれらにともなう法令手続を行う人的・組織的な体制を指すこととする。これは、所有者が行政、地元工務店などと連携を行いながら進めていく必要がある。

所有者は、日常的な見回り作業によって点検や維持管理の措置を行い、河内長野市にも支援を依頼する。また、維持管理の措置については、史跡地内の状態を熟知している地元の工務店とも連携して行う。点検や環境整備の実施にあたって、現状変更の申請や棄損の届出が必要になった場合は、行政とも連携の上、すみやかにこれを行うこととする。また、集中豪雨や台風被害、地震、火災等の被害にあった場合、河内長野市と連絡を取り、被害の状況の把握に努め、必要に応じて大阪府を通じて文化庁へ報告を行う。

2. 保存修理・整備の体制

保存修理・整備の体制とは、事業規模が大きく、特別に事業化する必要のある修理あるいは整備を実施する体制を指す。このような事業にあたっては、まず専門機関へ協力を依頼し、基本計画・実施計画を策定し、補助金申請ほか法令手続きを行う。河内長野市は計画策定・申請にあたっての調整を行う。施工に際して、公共事業に準拠して業者選定を行い実施する。実施にあたって作成した書類については法令に基づく期間において保管を行い、対策を講じる。施工にあたっては、必要に応じて専門知識を持つ学識経験者、行政関係者等で組織する整備委員会を設置し、その中で整備方針や内容について十分な審議を行う。

3. 調査研究の体制

調査研究の体制とは、史跡地、個々の史跡構成要素、あるいはこれらの複合体の価値の究 明に必要な調査を行う体制を指す。このような体制構築にあたっては、専門に研究を行って いる大学や研究機関あるいは行政との連携によって実施する。

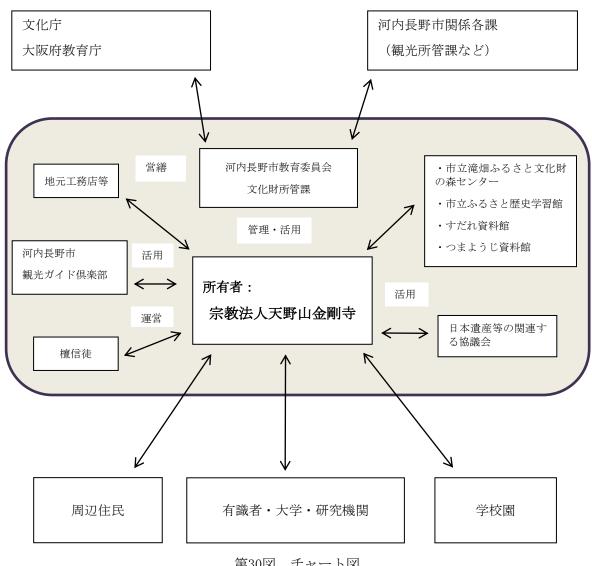
4. 活用の体制

史跡あるいは史跡内にある文化財を活用した事業については、所有者、テーマ型住民団 体、学校、行政、日本遺産推進協議会等と連携して行う。

第3節 役割分担

役割分担については、下表の形で行う。

主体	各団体の役割	
所有者	・史跡の適切な維持管理を行い、文化財保護法に基づく、現状変更の申請や棄損の届出等を行う。 ・災害の発生時は被害を速やかに把握し、応急措置を行い、河内長野市を通じて、大阪府、文化庁へ報告をするとともに、復旧・修理等の対応の検討を行う。 ・整備や修理にあたっては主体者となる。	
文化庁	・史跡金剛寺境内の保存活用に関して、必要な指導を行う。	
大阪府教育庁	・史跡の維持管理や保存修理にあたり、必要な調整や必要な支援を	
河内長野市教育委員 会(文化財所管課)	行う。	
河内長野市	観光、景観、市民協働を所管する各部署が、それぞれの事業を推進 するにあたり、必要な調整や協議を行う。	
市民団体	史跡金剛寺境内の本質的価値を共有し、これらの保全や活用に参画 するための意識を醸成する。	
学校園	総合的な探求の時間などを活用して、史跡の本質的な価値を学び、 将来にわたりこれらの継承の担い手となれるように学習する。	
有識者・大学・研究 機関	組織の研究目的に応じて、所有者や行政と連携して史跡や史跡内に ある文化財、あるいはこれらの活用方法について研究を行う。	
地元工務店	所有者からの依頼に基づいて、日常的な維持管理に参画する。	
檀信徒	史跡金剛寺境内で実施する祭礼等の担い手として、伝統の継承と維 持管理に参画する。	



第30図 チャート図

第10章 施策の実施計画の策定・実施

本章では、第6章から第9章かけて定めた保存管理・活用・整備・運営体制の整備に関わる各事業について整理し、道筋・期間等を示す。実施の日程は、以下のとおり《常時》《毎年》《短期》《中期》《長期》の5種類に区分する。

- ・《常時》日常的に実施する
- ・《毎年》各年度で繰り返し実施する
- ・《短期》計画策定後5年間をめどに実施する(令和6年~令和10年度)。
- ・《中期》計画策定後5年間を準備期間(令和6年~令和10年度)として、そこで整理された情報を踏まえて、次の5年間(令和11年~令和15年度)をめどに実施を行う。
- ・《長期》史跡の保存管理、活用、整備の全体計画における実施状況を検証しつつ、実施の 是非も含めて検討を行う。

第1節 保存管理

史跡の保存管理を行っていく上で必要な下記の項目について、第6章で示した方向性に基づき、常時、実施していく。

- ①現状変更:必要に応じて随時申請を行い、台帳で整理する。《常時》
- ②防犯防災対策:日常的に見回り看視を行う。《常時》
- ③調査研究: 研究機関との連携により随時実施する。《常時》

第2節 活用

史跡の活用における教育分野、観光分野、景観分野、地域づくり分野における項目について、第7章で示した方向性に基づき、策定後《常時》《毎年》《短期》《中期》《長期》の間に実施すべき項目を示す。

【学校教育分野】

- ①小中学校のカリキュラムに沿った活用:学校との調整により実施する。《毎年》
- ②高等学校のカリキュラムに沿った活用:学校との調整により実施する。《毎年》
- ③大学における研究活動と連携した活用:大学との調整により実施する。《毎年》
- ④そのほかの活用:①~③の実施状況に応じて実施する。《毎年》

【社会教育分野】

- ①主催講座の開催:講師との調整により実施する。《毎年》
- ②行政が行う事業のコンテンツとしての活用:必要に応じて行政により実施する。《毎年》

【観光分野】

- ①ネット環境を生かした現地での情報発信
- ・はじめに発信する情報の整理と精査を行う。《短期》
- ・その上で、順次、現地での情報発信を行う。《中期》
- ②美術工芸品、文書、典籍等の特別公開
- ・金堂、本坊、宝物館等で毎年実施する。《毎年》
- ③文化財建造物のライトアップ等といった多様な目的を持った活用
- ・河内長野市や日本遺産協議会等と連携して、毎年実施する。《毎年》
- ④歴史的建造物の内部空間の公開
- ②で実施する特別公開と連動させるなどして、毎年実施する。《毎年》
- ⑤日本遺産による広域観光
- ・現在連携している枠組み・事業を継続して実施していく。《短期~長期》

【景観分野】

- ①景観に関するワークショップのテキストとしての活用
- ・具体的な活動につながるよう、史跡景観に関する成果を蓄積させる。《長期》

【地域づくり分野】

- ①地域型住民団体の活動の場としての活用
- ・当該地区でまちづくり協議会の発足等があった際に活動の場として利用促進を行う。《長期》
- ②テーマ型市民団体が行う活用のフィールドとしての活用
- ・既存の連携の枠組み以外にも活動の幅が広がるよう、利用促進を行う。《常時》

第3節 整備

本計画策定時に実施した現況調査の結果(附録5)に基づき、史跡の構成要素の整備(保存のための整備・活用のための整備)について優先順位をつけ、《常時》《毎年》《短期》 《中期》《長期》の間に実施すべき項目を示す。

【保存のための史跡構成要素の整備】

- ①環境整備
- ・日常の見回り看視により発見された異常(き損や老朽化)等に対処するため軽微な修繕等を実施し、環境の維持管理を行う。《常時》

②防災対策

- ・特に防犯防災設備について、毎年設備点検を実施し、不具合等が判明した箇所の修理を順 次行う《常時》
- ・未設置箇所の整備について、最新の指針に基づき、老朽化した既存設備の改修と合わせて検討する。また、耐震診断の実施を検討する。《中期~長期》
- ・電波の送受信環境の安定化のための設備を検討し、詳細計画を検討した上で、必要に応じて設備を設置する。《短期》

③保存修理

第23表は、第8章 第2節であげた事業の実施予定年度を記載したものである。なお、整備の手法としては、史跡としての整備に加え、重要文化財建造物等として保存修理を実施する必要がある。また、修理方針や手法などについては整備委員会等により、有識者との十分な審議を経て修理方針を決定する必要がある。

対象物件 Н 規 R R R R R R R R R R 程 模 (史跡構成要素) 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 国登録 金剛寺鎮守橋 短期 大 天野川両岸の石垣 (鎮守橋および戒 短期 大 之橋付近) 短期~ 重文 金剛寺御影堂 大 中期 重文 金剛寺築地塀(中心伽藍北西 中期 大 吉祥院表門 中期 大 中心伽藍石垣 (東南面) 長期 大 中心伽藍内石積(宝蔵付近) 長期 大 重文 金剛寺食堂 中期 中 ----重文 摩尼院書院 中期 中 重文 金剛寺開山堂 中期 中 重文 金剛寺総門 中期 中 国登録 金剛寺無量寿院・籠堂 中期 中 中 本坊所化部屋 長期 吉祥院客殿 長期 中 重文 金剛寺旧理趣院表門 長期 中 本坊茶室 長期 中 中心伽藍内石積 (手水屋付近) 長期 中

第23表 保存修理事業実施予定年度

※破線部分は、全体の実施状況から実施検討を行う期間とする。

※実線部分は、検討期間を経て、修理方針の審議等を十分に行う期間とする。その上で条件が整った事業から、段階的に実施することとする。

【活用のための施設整備】

- ①活用を目的とした展示施設(宝物館)の今後の活用方法の検討
- ・耐震化や建物自体の老朽化といった課題があるため、解体や移設、設備改修等様々な可能性を考慮して情報収集と状況整理を行い、方針を検討していく。《長期》
- ②ネット環境を活用した基本情報や本質的価値の発信
- ・まずは発信する情報の整理と精査を行う。《短期》
- ・その上で、順次、現地での情報発信を行う。《中期》
- ・電波の送受信環境の安定化のための設備を検討し、詳細計画を検討した上で、必要に応じて設備を設置する。《短期》
- ③個々の構成要素の解説板等の修繕
- ・既存の解説板等は、老朽化による修繕のタイミングで情報更新を行う。《中期》
- ④地下遺構の理解を助ける解説とその顕在化
- ・発掘調査の成果等を活かした解説の整理と精査を行う。《短期》
- ・その上で、②と同様に現地での情報発信を行う。《中期》
- ⑤便益施設の整備
- ・便益施設の整備にともなう史跡および埋蔵文化財にかかる協議を行う《短期》
- ・その上で、詳細計画を立て設置する。《短期》

第4節 運営・体制の整備

史跡の保存管理、活用、整備で定めた項目を実行していくために必要な運営と体制の整備 については、いずれも《常時》実施していく。

第11章 経過観察

本計画の推進と実現に向けて、史跡金剛寺境内の「保存管理」「活用」「整備」で検討した事項の実施および達成状況の把握に必要な経過観察を定期的に行う。この経過観察に必要な項目、観察内容、指標、タイミングについては以下に示すとおりとする。

第1節 経過観察の方向性

PDCAサイクルによる経過観察を行うことで、本計画の実施が効果的な保存と活用につながっているのか確認する。このプロセスによって課題点を明らかにし、次年度以降の事業実施へつなげる。ここで把握できた課題については、次期計画を策定する際の基礎資料とするほか、直ちに対応が必要なものは本計画対象期間内で柔軟に対応していく。また、このような経過観察の結果や把握した課題については、史跡の保存・活用に関わる組織や団体と共有していく。なお、経過観察は、次節で示す手法ごとに個別に行う。

第2節 経過観察の手法

1. 保存管理に関する経過観察

保存管理については、次のとおり史跡の日常的な状態の確認、維持管理や現状変更などの法令手続きが適切に行われているのかどうかの確認が基本となる。

①日常的な状態の確認点検

建造物、構造物、区画(庭園、境内林等)、設備の状態の確認を1ヶ月ごとに行い、1年 ごとに市と共有する。当該、経過観察は国指定文化財施設管理補助事業をもって行う。

②日常的な維持管理の措置

除草、清掃、建造物・構造物の維持管理の措置が適切に実施できているかどうかの確認を 1ヶ月ごとに行い、1年ごとに河内長野市と共有する。当該、経過観察は国指定文化財施設 管理補助事業を活用する。

③現状変更手続き

現状変更許可申請などの書類手続きについて、河内長野市と共同して台帳を整備し、1か月ごとに確認を行う。

2. 活用に関する経過観察

本計画に基づき実施した事業の効果を適切に評価し、検証するために、事業を単位として、以下の項目で経過観察を行う。活用のために実施した事業効果の把握は個々の事業の特性に応じて行う。

なお、以下に提示する指標は、あくまで例示であり、実際の実施内容に応じて適時検討を 行った上で再設定を行うこととする。当該経過観察は事業の実績報告などの機会を利用して 河内長野市と共有する。

①教育分野での活用

子ども文化財解説など史跡を活用した事業に参加した児童・生徒・そのほかの人数の把握 を河内長野市と連携して1年ごとに行う。

②観光分野での活用

入場者数、あるいはパンフレットの配布枚数、ホームページでのアクセス数などを指標として、1年ごとに確認を行う。

③景観分野での活用

事業の実施回数、事業の実施者側として参画した住民の人数、事業に参加した来訪者の人数などの把握を1年ごとに行う。

④地域づくり分野での活用

周辺住民が主体的に行った事業の実施回数、事業の実施者側として参画した住民の人数、事業に参加した来訪者の人数などの把握を1年ごとに行う。

3. 整備に関する経過観察

本計画に基づき実施した事業の効果を適切に評価し、検証するために、事業年度ごとを基本とした事業の進捗・達成について経過観察を行う。なお、当該経過観察は事業の実績報告などの機会を利用して共有する。

4. 運営・体制に関する経過観察

事項の実現状況を把握するために、必要に応じて以下の項目で経過観察を行う。

- ①保存・活用の体制は適切か、十分な効果を発揮しているか。
- ②行政や地域住民等と連携が図られているか。
- ③行政との情報共有が適切に行われているか。

【参考文献】

天野山金剛寺2018『史跡金剛寺境内中心伽藍石垣整備報告書』

天野山金剛寺2023『史跡金剛寺境内保存整備報告書』

伊藤正敏1999『中世の寺院勢力と境内都市』吉川弘文館

市沢哲2010「鎌倉後期の河内国金剛寺」『日本中世公家政治史の研究』校倉書房

大阪府教育委員会1955『重要文化財金剛寺食堂修理工事報告書』

川合康1990「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」『鎌倉幕府成立史の研究』校倉 書房

川合康2022「八条院祈願所金剛寺の成立と春秋二季伝法会の始行」『鎌倉遺文研究』50 号吉川 弘文館

川合康編集2023『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史の研究(科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書)』大阪大学

河内長野市教育委員会2001『天野山金剛寺遺跡その1, その2』

河内長野市教育委員会2009『史跡観心寺境内·金剛寺境内保存管理計画書』

河内長野市教育委員会2013『天野山金剛寺建築調査報告書』

北川 航2023「室町期における河内国金剛寺の動向」『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史の研究成果報告書』大阪大学

河内長野市日本遺産推進協議会2022『日本遺産 中世に出逢えるまち)調査研究報告書』

木村栄一2023「鎌倉後期~南北朝期の金剛寺と金剛寺僧―禅恵の活動を素材として―」 『日本 遺産 「女人高野」調査研究報告書』女人高野日本遺産協議会

京都国立博物館2022『特別展 河内長野の霊地観心寺と金剛寺―真言密教と南朝の遺産』

栗山圭子2022「鎌倉前期における河内国金剛寺と本寺仁和寺」『鎌倉遺文研究』50 号 吉川弘 文館

建築研究協会編集2004『大阪府指定有形文化財金剛寺薬師堂五仏堂五仏堂渡廊保存修理工事報告書』天野山金剛寺

高橋典幸2022「金剛寺白炭免の基礎的研究」『鎌倉遺文研究』50 号 吉川弘文館

田村 亨2023「「天野殿」光厳院と河内金剛寺」『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史 の研究成果報告書』大阪大学

冨島義幸2014「日本中世における灌頂・修法空間の展開」『アジアの灌頂儀礼』法蔵館

重要文化財摩尼院書院修理委員会1972『重要文化財摩尼院書院修理工事報告書』

永野弘明2022「鎌倉前中期の河内国金剛寺と寺辺領」『鎌倉遺文研究』50 号 吉川弘文館

永野弘明2023「中世後期の金剛寺寺辺に関する試論」『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史の研究成果報告書』大阪大学

藤井惠介1998「高野山金堂と両界曼荼羅を安置する中世本堂」『密教建築空間論』中央公論美 術出版

藤岡建築研究室編著2018『史跡金剛寺境内(摩尼院門)整備事業報告書』摩尼院

文化財建造物保存技術協会編2007『大阪府指定有形文化財金剛寺法具蔵・護摩堂保存修理工事報告書』天野山金剛寺

文化財建造物保存技術協会編2008『大阪府指定有形文化財金剛寺開山堂保存修理工事報告書』 天野山金剛寺

文化財建造物保存技術協会編2017『重要文化財金剛寺金堂·多宝塔·鐘楼保存修理工事報告書』 天野山金剛寺

堀内和明2012『河内金剛寺の中世的世界』 和泉書院

御影供映像記録制作実行委員会2011『天野山金剛寺正御影供百味飲食』御影供映像記録制作実 行委員会企画